

大和川流域における総合治水の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十九年十月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十三号

大和川流域における総合治水の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 治水対策（第八条）

第三章 流域対策（第九条―第十九条）

第四章 土地利用対策（第二十条・第二十一条）

第五章 支川流域市町村との連携（第二十二条・第二十三条）

第六章 雑則（第二十四条）

第七章 罰則（第二十五条―第二十八条）

附則

奈良県は、昭和五十七年の大和川大水害を契機に、大和川流域において、河川及びダムを整備等の治水対策並びに河川等に雨水が急激に流入することを抑制するための雨水貯留浸透施設及びため池治水利用施設の整備等の流域対策からなる総合治水に、国、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者の協力の下、取り組んできた。

しかし、流域対策の取組の停滞、社会経済情勢の変化に伴う小規模開発の増加及びため池の減少、浸水区域の市街化等の総合治水に関する新たな課題が発生している。

このことから、これまでの総合治水の取組を踏まえ、国及び市町村と連携し、河川、農林及び都市計画に係る総合治水の取組を一層強化するとともに、これらの総合治水の取組を効果的に組み合わせる必要があることである。

ここに、治水対策及び流域対策に土地利用対策を加えた三つの対策からなる大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、大和川流域における総合治水に関し、基本理念を定め、県、県民

及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項等を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、浸水被害から県民の生命、身体及び財産を保護し、もって県民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大和川流域 大和川に雨水が流入する土地の区域であつて、知事が告示する区域をいう。

二 大和川流域における総合治水 河川の整備、雨水貯留浸透施設、防災調整池等の設置、適正な土地利用の誘導その他の大和川流域における浸水被害の防止又は軽減を図るための施策をいう。

三 大和川水系河川整備計画 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二の規定により知事が定めた大和川水系の河川の整備に関する計画をいう。

四 大和川流域整備計画 大和川流域に係る関係機関からなる大和川流域総合治水対策協議会において決定された大和川流域における総合治水の基本方針を定めた計画をいう。

五 雨水貯留浸透施設 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能（以下「雨水貯留浸透機能」という。）を有する施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

六 ため池治水利用施設 ため池を改良することにより雨水を一時的に貯留する機能（以下「雨水貯留機能」という。）を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

七 水田貯留施設 水田を改良することにより雨水貯留機能を高める施設であつて、浸水被害の防止又は軽減を目的とするものをいう。

八 特定開発行為 大和川流域における次のいずれかに該当する行為をいう。

ア 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条又は第三十三条の五第一項の規定により知事の認可を受けなければならない岩石の採取であつて、当該岩石の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの

イ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項の規定により知

事の許可を受けなければならない同項に規定する開発行為

ウ 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項本文又は第十二条第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第二条第二号に規定する宅地造成に関する工事であつて、当該宅地造成に関する工事に係る面積が千平方メートル以上のもの

エ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条又は第二十条第一項の規定により知事の認可を受けなければならない砂利の採取であつて、当該砂利の採取に係る面積が千平方メートル以上のもの

オ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項若しくは第二項又は第三十五条の二第一項の規定により知事の許可を受けなければならない同法第四条第十二項に規定する開発行為であつて、当該開発行為に係る面積が千平方メートル以上のもの

九 防災調整池 特定開発行為による河川等への雨水の流出量の増大を抑制する施設のうち、雨水貯留機能を有するものをいう。

（基本理念）

第三条 大和川流域における総合治水は、その実施に当たっては、国、県、市町村、県民、事業者その他の大和川流域に係る関係者による継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域に係る関係者が相互に連携し、及び協働することにより推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大和川流域における総合治水を効果的かつ効率的に推進する責務を有する。

2 県は、大和川流域における総合治水の推進に市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村が実施する大和川流域における総合治水について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行う責務を有する。

（県民の責務）

第五条 県民は、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、大和川流域における総合治水について理解を深め、県が推進する大和川流域における総合治水に協力するとともに、河川等への雨水の流出の抑制その他の浸水被害の防止又は軽減に資する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第七条 県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 治水対策

第八条 県は、大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行うとともに、河川法第三条第二項に規定する河川管理施設の的確な維持修繕を行うものとする。

第三章 流域対策

(防災調整池等の設置等)

第九条 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定開発行為を行う土地の所在地

三 特定開発行為の目的

四 特定開発行為を行う土地の利用の現況及び特定開発行為を行った後の土地の利用の状況

五 防災調整池等（次項に規定する防災調整池等をいう。）の設置に関する計画

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定開発行為をする者（以下「特定開発行為者」という。）は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置しなければならない。

(監督処分)

第十条 知事は、前条第二項の規定に違反して防災調整池等を設置しない特定開発行為者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。

2 知事は、特定開発行為者が設置する防災調整池等が、前条第二項に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該特定開発行為者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等を当該基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(設置の完了の届出等)

第十一条 特定開発行為者は、第九条第二項の規定による防災調整池等の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、当該防災調整池等の管理者その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出に係る防災調整池等について第九条第二項に規定する基準に適合するか否かの検査を行うものとする。

(管理者の義務)

第十二条 防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該防災調整池等の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 知事は、防災調整池等の管理者が前項の規定に違反して適正な管理を怠ったと認めるときは、当該防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、当該防災調整池等の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 防災調整池等の管理者が変更したときは、新たに当該防災調整池等の管理者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(雨水貯留浸透施設)

第十三条 県は、大和川流域整備計画に基づき、奈良県立学校の運動場等に雨水貯留浸透施設を設置するものとする。

2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき雨水貯留浸透施設を設置する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

3 雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該雨水貯留浸透施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

(ため池治水利用施設)

第十四条 県は、大和川流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設を整備するものとする。

2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づきため池治水利

用施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

- 3 ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該ため池治水利用施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

（水田貯留施設）

第十五条 県は、大和川流域整備計画に基づき、水田貯留施設を整備するものとする。

- 2 県は、市町村の取組が促進されるよう、大和川流域整備計画に基づき水田貯留施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行うものとする。

- 3 水田貯留施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、当該水田貯留施設の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

（ため池の保全）

第十六条 ため池（かんがいの用に供するものに限る。以下同じ。）について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、当該ため池の保全に努めなければならない。

- 2 満水面積（常時満水位のときの貯水面積をいう。次項において同じ。）が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者（特定開発行為をしようとする者に該当する者を除く。同項において同じ。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 ため池の名称及び所在地

三 ため池を廃止する目的

四 ため池を廃止した後の土地の利用の状況

五 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、当該ため池が有する雨水貯留機能を維持するため、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（農地の保全）

第十七条 農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地をいう。以下同じ。）について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該農

地の保全に努めなければならない。

（森林の保全）

第十八条 森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。）その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、当該森林が有する雨水貯留浸透機能を維持するため、当該森林の保全に努めなければならない。

（立入検査等）

第十九条 知事は、第九条から第十二条までの規定の施行に必要な限度において、特定開発行為をしようとする者、特定開発行為者若しくは防災調整池等の管理者に対しその業務に関し報告を求め、又はその職員に特定開発行為をしようとする者若しくは特定開発行為者の事務所、特定開発行為の対象となる土地、防災調整池等その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 土地利用対策

（市街化編入抑制区域の指定等）

第二十条 県は、浸水被害を防止し、又は軽減するため、市街化編入抑制区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域内の土地の区域であつて、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が五十センチメートル以上の土地の区域をいう。以下同じ。）を指定することができる。

2 県は、前項の規定により市街化編入抑制区域を指定したときは、速やかに公表しなければならない。

3 前項の規定は、市街化編入抑制区域の指定の変更について準用する。

（市街化区域への編入の抑制）

第二十一条 県は、都市計画法第十五条第一項第二号に規定する区域区分に関する都市計画を同法第十八条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により決定し、又は変更するときは、原則として、市街化編入抑制区域を新たに同法第七条第一項に規定する市街化区域として定めないものとする。ただし、著し

い浸水被害を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合にあっては、この限りでない。

第五章 支川流域市町村との連携

(支川流域市町村との協定)

第二十二条 県は、大和川の支川の流域において上流及び下流が一体となった施策を推進し、並びに大和川の支川の流域の市町村（以下「支川流域市町村」という。）のまちづくりを支援するため、支川流域市町村その他事業者と協定を締結することができる。

(協定に基づく計画)

第二十三条 県は、前条の規定により支川流域市町村と協定を締結したときは、当該支川流域市町村に係る大和川流域における総合治水の推進に関する計画を当該支川流域市町村と策定し、公表するものとする。

2 県は、毎年度一回、前項の計画に記載された施策の実施状況を公表するものとする。

3 県は、第一項の計画に記載された施策について、県が実施するものにあつては積極的に推進し、支川流域市町村が実施するものにあつては積極的に支援するものとする。

第六章 雑則

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第七章 罰則

第二十五条 第十条又は第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十七条 第十六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関し、第二十五条又は第二十六条の違反行為をしたときは、行

為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第九条から第十二条まで、第十六条第二項及び第三項、第十九条並びに第二十五条から第二十八条までの規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第九条の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後に第二条第八号に掲げる許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求める申請を行った場合における当該申請に係る特定開発行為について適用する。
- 3 第十二条の規定は、一部施行日以後に第九条第二項の規定により設置された防災調整池等の管理者について適用する。